

第 239 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 4 号

令和 6 年 4 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 4 号をもって、令和 6 年 4 月 10 日（水）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 239 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 6 年 4 月 10 日（水） 午後 1 時 30 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	石塚 洋二	2 番	麻生 登美子	3 番	豊崎 静代	4 番	中山 峰雄
5 番	佐賀 正治	6 番	井坂 孝雄	7 番	齋藤 務	8 番	廣瀬 栄二
9 番	小倉 達也	10 番	宮本 康子	11 番	岡部 正仁	12 番	矢口 明之
13 番	福田 美保	14 番	関 宏幸	15 番	飯田 敬市		

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 事務局長補佐 澤田 幸一 係長 青山 哲士
主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

3 番 豊崎 静代 4 番 中山 峰雄

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
 - 報告第11号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
 - 報告第15号 買受適格証明願に係る農地法第3条の許可書の交付について
- ⑤ 議案審議について
 - 議案第21号 農業委員会事務局職員の任免について
 - 議案第22号 農地利用最適化推進委員の選任について
 - 議案第23号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
 - 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第25号 農地法第5条による許可後の承認の継承を伴う事業計画変更について
 - 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の意見の決定について
- 議案第28号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

午後 3 時 37 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和6年 第239回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、3番 豊崎 静代委員、4番 中山 峰雄委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に 日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までと いたします。</p>
議長	<p>次に報告11号から第15号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第21号 農業委員会事務局職員の任免について」上程いたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>

事務局長	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局長説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 21 号については、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 21 号 農業委員会事務局職員の任免について」は、原案のとおり決定いたしました。 ここで暫時休憩します。</p>
議長	<p>それでは、会議を再開します。 「議案第 22 号 農地利用最適化推進委員の選任について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、説明いたします。 (事務局長説明)</p>
議長	<p>只今、議案の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 「議案第 22 号 農地利用最適化推進委員の選任について」承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>ここで暫時休憩します。</p>
議長	<p>それでは、会議を再開します。</p> <p>「議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
1 番 石塚 洋二	<p>4 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、麻生委員と豊崎委員と私、石塚の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 400m 北東に位置する田 1 筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されてきました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●●●から約 300m 北に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されてきました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 3 番 4 番の農地は、譲受人が同一であり、近隣にあることから一括で説明いたします。</p> <p>申請地は●●●●●●●●から約 600m 北西に位置する畑 3 筆になります。</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について 原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 3 番・番号 4 番は、渡人・受人が、同一であり、申請地が隣接の地番、申請事由が同一であるため、一括審議をいたします。 番号 3 番・番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番・番号 4 番について原案のとおり 許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 3 番・番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	<p>次に番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 5 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 6 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 7 番・番号 8 番は、受人が、同一であり、申請事由が同一であるため、一括審議をいたします。</p> <p>番号 7 番・番号 8 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 7 番・番号 8 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>

	<p>以上、委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。 す。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
7番 齋藤 務	<p>申請番号1番2番で受人は別法人だが土地としては並んでいるので すね。</p>
事務局	<p>申請地略図 処理番号15の図面をご覧いただければ申請地は隣接 しています。</p>
7番 齋藤 務	<p>並んでいる3筆の内1998番1999番は申請番号1番の業者が運用し、 2002番3は申請番号2の業者が運用したいとの申請でよろしいので すね。</p>
事務局	<p>齋藤委員のおっしゃる通りです。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手 をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定 いたします。</p>
議長	<p>番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 ・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について原案のとおり許可することに、賛成の方は 挙手 をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 25 号 農地法第 5 条による許可後の承認の継承を伴う事業計画変更について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読をいたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
3 番 豊崎 静代	<p>それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●●●から約 300m 南東に位置する畑 1 筆、農地区分は第 1 種農地になります。 こちらは、令和 4 年 8 月 29 日付けで、営農型太陽光発電施設設置に伴う 5 条の一時転用許可を受けた案件になります。 5 条による許可後の承継を伴う事業計画の変更内容については、当初の発電事業者と承継事業者がグループ関連会社であり、申請地の売電売り上げによって承継事業者の経営安定を図り、事業を承継するための事業計画者変更を求めるものとなります。また、事業計画者の変更以外の内容の変更はありません。 なお、申請地には既に営農型太陽光発電施設が設置されており、下部農地ではサカキを作付しております。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>

議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第25号 農地法第5条による許可後の承認の継承を伴う事業計画変更について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 27 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 27 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 28 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>

議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 28 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 28 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>
議長	<p>来月の総会は、5 月 10 日（金）午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、中山峰雄委員、佐賀正治委員、井坂孝雄委員です。 日時は、4 月 26 日（金）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎小会議室 2 といたします。 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>(事務局説明)</p>
議長	<p>只今、説明がありましたが、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第 239 回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯 田 敬 市

署 名 委 員 豊 崎 静 代

署 名 委 員 中 山 峰 雄